

## たま～に役立つ税の知識

### 【2】法人税

#### 〔1〕 役員の意義

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者  
法人の経営に従事している次に掲げるものをいう。

- (1) 法人の使用人以外の者（相談役・顧問など）
- (2) 同族会社の使用人のうち次の要件のすべてを満たしている者

その会社の株主グループにつき所有割合が最も大きいものから順位を付し、第1順位の株主グループの所有割合を算定し、又はこれに第2順位、第3順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、はじめて5.0%超となる株主グループのいずれかにその使用人が属していること。

その使用人の属する株主グループの所有割合が1.0%超であること。

その使用人の所有割合が5%超であること。

#### 〔2〕 使用人兼務役員の意義

- (1) 役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての地位のみを有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。
- (2) 使用人兼務役員とされない役員

社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事、清算人

副社長、専務、常務その他これらに準ずる役員

取締役（委員会設置会社に限る）、会計参与、監査役及び監事

合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員

同族会社の役員のうち、〔1〕(2)において「使用人」とあるのを「役員」と読み替えた場合に から の要件のすべてを満たしている者